

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について

1 背景

一部の学校において児童生徒数が増加しており、今後増加が続くと教室の確保ができなくなるおそれがあることなどから、小田原市学区審議会で審議した結果、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部を改正するものです。

2 改正する要綱

- (1) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱
- (2) 小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱

3 改正内容

- (1) 小田原市学区審議会の答申を受け、指定学校の変更の不承認または区域外就学の不承諾の理由に関する規定に、「学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき」を追加します。

また、「学校運営に支障をきたす等の事由」により不承認または不承諾とする場合、希望した学校に隣接する学区（預かり先がある場合は近い学区）の学校への通学を承認または承諾する旨を追加します。

必要以上に制限をかけることがないように当該校と、連携、調整を図りながら運用するとともに、既に就学している児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、継続して就学できることとします。

- (2) 「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱」及び「小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱」における「転居」及び「兄弟姉妹同一校通学」による事由について、許可期間を「転居」の事由は学年末まで（ただし、小学校5年生以上または中学生はそれぞれの卒業まで）、「兄弟姉妹同一校通学」の事由は兄弟が卒業するまで（ただし、小学校5年生以上または中学生はそれぞれの卒業まで）に改正するものです。学年で期間が異なる理由は、児童生徒の発達段階に応じた指導や各教科の学習内容の繋がりに対して一定の配慮が必要となるためです。

また、既に承認、承諾済の児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、継続して通学できることとします。

4 施行年月日（予定）


令和8年（2026年）4月1日

1 改正後の許可期間 (指定学校の変更で通学している児童生徒が、その学校に在籍できる期間)

事由	小1～小4	小5・小6	中1～中3
転居	学年末まで	卒業まで	卒業まで
兄弟姉妹同一校通学	兄弟が卒業するまで		

2 転居の許可期間

【例1】 小5のときに学区外へ転居した場合


R 8. 5月に転居	R 9. 4月	R10. 3月
<p>小5 <転居> 学区外へ転居後、卒業まで 通学している学校に在籍可能</p>	<p>小6 小6 卒業</p> 	

【例2】 小1のときに学区外へ転居した場合

R 8. 5月に転居	R 9. 4月
<p>小1 <転居> 学区外へ転居後、学年末まで 通学している学校に在籍可能</p>	<p>小2 住んでいる学区の学校に転校</p>

3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間

【例1】 兄弟が小6のとき、弟妹が小5の場合

	R 8 -9. 4月	R 9 -10. 3月	R 9 -10. 4月
兄弟	<p>小6</p>	<p>小6 卒業</p>	
弟妹	<p>小5 <兄弟姉妹同一校通学> 兄弟が卒業時に小5のため 卒業まで通学している学校に在籍可能</p>		<p>小6 小6 卒業</p> 

【例2】 兄弟が小6のとき、弟妹が小1の場合

	R 8 -9. 4月	R 9 -10. 3月	R 9 -10. 4月
兄弟	<p>小6</p>	<p>小6 卒業</p>	
弟妹	<p>小1 <兄弟姉妹同一校通学> 兄弟と同じ学区外の学校へ入学 兄弟が卒業するまで 通学している学校に在籍可能</p>		<p>小2 住んでいる学区の 学校に転校</p>

4 転居及び兄弟姉妹同一校通学の許可期間

【例1】 兄姉が小5、弟妹が小4のとき学区外へ転居

	R 8. 5月に転居	R 9. 4月	R10. 3月	R10. 4月
兄姉	小5 <転居> 学区外へ転居後、卒業まで 通学している学校に在籍可能	小6	小6 卒業	
弟妹	小4 <転居> 学区外へ転居後、学年末まで 通学している学校に在籍可能	小5 <兄弟姉妹同一校通学> 兄姉が卒業時に小5のため 卒業まで通学している学校に在籍可能		小6 卒業

【例2】 兄姉が小5、弟妹が小3のとき学区外へ転居

	R 8. 5月に転居	R 9. 4月	R10. 3月	R10. 4月
兄姉	小5 <転居> 学区外へ転居後、卒業まで 通学している学校に在籍可能	小6	小6 卒業	
弟妹	小3 <転居> 学区外へ転居後、学年末まで 通学している学校に在籍可能	小4 <兄弟姉妹同一校通学> 兄姉が卒業時に小4のため 学年末まで通学している学校に在籍可能		小5 住んでいる学区の 学校に転校

※上記は例示です。指定学校の変更及び区域外就学については、各家庭の状況などに応じて承認・承諾の可否や許可期間が異なりますので、ご相談いただくことになります。